



広報

白神山地のまち

FUJISATO

ふじさと

7月

平成15年

7月25日発行

№. 419



『一刻を争う瞬間』

藤里町消防団訓練大会が6月29日に行われ、大勢の観客が見守る中、全6分団が能代市山本郡大会出場を目指し各種目に取り組みました。

小型ポンプ操作の部では、多くの分団のきびきびとした動きと、手際の良さがこれまでの練習の成果を存分に表していました。

今月の紙面

- 2～3面…「単独立町」に関する説明会
- 4～5面…6月定例会
- 6面……お盆ゴミ収集時間
- 7面……藤里町職員採用試験
- 8面……町の出来事・みんなの話題
- 9面……西目屋村スポーツ交流会
- 10～11面…住基ネット
- 13面……児童扶養・特別児童扶養手当
- 14～15面…お知らせ
- 17面……町発注事業入札結果

○編集発行：藤里町総務課（秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8 ☎ 0185 ㉞ 2111）

・ホームページ —URL: <http://www.shirakami.or.jp/~fujisato/>

・町行政情報システム —URL: <http://www.town.fujisato.akita.jp>

藤里町「自律」に向けて 「単独立町」に関する 住民説明会を開催

国と地方公共団体の行財政改革が、市町村合併という形で進められてきている現在、藤里町は、この合併問題について、常に町民の意思を尊重して判断することを基本に据え、慎重な審議を重ねてきました。

町では昨年末より「町政座談会」「合併に関する町民意識調査」を実施、その結果等を踏まえたうえで、各資料と比較検討した結果、4月26日議会全員協議会を開催し「単独立町」を表明しています。

今後は根幹を揺るがすような地方自治制度の大幅な変革が無く、また、憲法で保障された地方自治の発展のための財源保障機能を有する地方交付税制度が継続する限り、徹底した行政改革を推進し、財政健全化を図りながら取り組んでいくこととなりますが、今回、「自律」していくためには、何が必要となり、どういった行政手法をとっていくのか等について説明し、町民の皆さんと意見交換できる場として、7月7日から17日の間、各地区において説明会を開催しました。

参加された町民の主な声

- Q. 財政面を考えると不安な面もある
A. 財政面については、不安であるが、節約するところは節約して政策的経費に充てていきたい
- Q. 合併の枠組みは決められているのか
A. 決められているわけではない
- Q. ニッ井町からの合併要望とは、どのような内容のものか。また町としてどのよ

うに考えているのか
A. 合併を話し合う時期にきたので、話し合う場をもたないかということ提案がなされたが、もし、国の政策により方向転換（合併）もありうるとなった場合、ニッ井町との協議も検討する必要があると考えている

Q. 法律等、国の情勢がますます地方に厳しいものにも変わっても、単独立町でいくのか
A. 合併を話し合う時期にきたので、話し合う場をもたないかということ提案がなされたが、もし、国の政策により方向転換（合併）もありうるとなった場合、ニッ井町との協議も検討する必要があると考えている



説明に耳を傾ける町民の皆さん

- 立ち上げれば、合併特例債が認められる（以前は平成17年3月までに合併した場合）。いずれにしろ、さらに詳細な資料を皆さんに配布して再度説明したい
- Q. 消防、斎場等は今の状況で運営しているのか
A. 一部事務組合等は複数の町村負担金から成り立っているが、経費の7割が人件費であるため、各町村の歳入が厳しくなってくれば、人件費の削減や一部事務組合の統合等は考えられる
- Q. 行政改革をおこなっていくとしても、将来、税金や料金等の町民負担が多くなるのでは
A. 負担が多くなる場合もあるが、やり方によって料金等が上がらない、上げない方法もある。なるべく大きな負担を負わせないような方針で考えているが、町民の皆さんにも痛みを伴う部分もあると理解してほしい
- Q. 教育委員会の広域化も考えられるの

では
A. 教育委員会だけではなく、広域事業の充実化を考えていきたい

Q. 財政シミュレーションの歳入の利子割交付金等が、何年先も同じ数値なのか
A. 積算根拠が無いので、予想される範囲で推移させ平均化させた。詳細な数値を皆さんに提示する際、更に分析していきたい

Q. 進んで合併を受け入れた町が多いとは思えないが、現実に合併する町がある。要因はなにか
A. 合併の是非を論じる前に、行政改革を検討するのが正しいやり方だと思っているが、それをせずに合併推進をしている町村については私は理解できない

Q. 20年後や、もっと先の人口減少も興味した計画を立てていかなければならぬのでは
A. 人口の減少が続くのは事実で、やはりこれからの町づくりにかかっていると思う。人口減少に歯止めをかけなければならぬ。そのための有利な資源「白神山地」が藤里町にはあると考えているので、食料生産基盤、観光、それぞれを有効に活用できるよう町民の皆さんと「ともに考え、ともに歩む」そんな町政をすすめていきたい

Q. 将来的に幼稚園・保育園が公社に移行することによって、経費を削減するということが、利用者の負担が増えるのではないのか
A. 経費負担の面を減らすということよりも、民間委託によって人員の効率的運

- A. 根幹を揺るがすような地方自治制度の大幅な変革が無く、また、憲法で保障された地方自治の発展のための財源保障機能を有する地方交付税制度が継続する限りにおいては、単独立町を進めるが、そうでなくなった場合は、町民に大きな負担を負わせることはできないので合併も考えなければならぬ
- Q. 藤里町開発公社と観光物産協会は統合するのか
A. 将来的に、統合する方向で効率化を図りたい
- Q. 将来の財源確保は
A. 普通建設事業費が減少すると思われるので、その分をその他財源に活用したい
- Q. 過疎債の現在残額は
A. 43億円ほどで、毎年6億円程度返済しており、そのうち約63%が国から補填されている
- Q. 住民投票も必要だったのでは
A. 住民投票は、どちら（合併の是非）も均衡して、話し合いのままならない場合に執行するつもりであった。そうでなければ、将来的にしこりを残すことになり、又、町民の代表である町議会議員の存在意義がなくなってしまうことになるため、住民投票については極力避けたかった
- Q. 議員同士の議論が足りなかったのでは
A. 議員同士もそれぞれの意見を出し合い、協議を重ねたと聞いている
- Q. 合併の最終期限は
A. 平成17年3月までに法定協議会を立

用を図るということ。例えば給食センター運搬車、スクールバス、生活バス路線を一緒にして時間的無駄をなくするということを考えており、それによって人員削減が図れるということ。退職者調整によって減少することになるので多少の間隔はかかる

Q. 秋田県から財政計画を示すよう求められているようだが、参考となる資料の提示は受けているのか
A. 特に無い。そのため現在単独の方向で進んでいる町村と情報交換をする準備をすすめている

Q. 資料中の地方交付税減額率が平成20年度まであまり下がっていないように見えるがこれではよいのか
A. 平成15年度予算ベースの地方交付税額の3割を、15年間かけて段階的に下げ算定方法としている。グラフ的には見えにくいかもしれないが、厳しい行革になるだろう

この他にも「町の産業を活性化させるための取り組みがほしい」、「下水道助成金など、他町村では考えられないような施策がある町であることを秋田県に伝える」などの意見も多数上げていただきました。

これまでの経緯

- 平成13年7月19日
◇能代市の呼びかけにより「能代山本地域市町村合併に関する勉強会」発足。8市町村と青森県岩崎村（オブザーバー参加）で構成され、先進地研修勉強会等を平成15年2月27日の解散までの期間で延べ28回開催
- 平成13年12月
◇秋田県が合併例示として「9市合併パターン」を提示。藤里町は「能代市山本郡1市7町村」
- 平成14年4月4日
◇「庁舎内市町村合併に関する勉強会」設置。独自資料の作成とアンケート調査実施に向け調査研究が藤里町で「合併に関する勉強会」を開催
- 平成14年7月11日
◇「市町村合併トークin能代」聴講
- 平成14年7月25日
◇町広報紙「ふじさと」に、「市町村合併を考える」をシリーズ掲載（以降8、9月号）
- 平成14年8月19日
◇能代市山本郡8市町村長による懇談会を開催。市町村合併を含めた会議を行うこと合議し、以後、能代市山本郡市町村長懇談会とすることを決定
- 平成14年10月8日
◇能代市山本郡市町村長懇談会を開催
- 平成14年10月21日
◇資料「市町村合併について考えてみよう」「能代山本地域の市町村合併を考える」を全世帯に配布
- 平成14年10月24日
◇町内7地区において「町政座談会」開催。主に市町村合併に関する説明（11月1日まで）
- 平成14年11月2日
◇町内在住の18歳以上（3,844名）を対象とした「町民意識調査」実施。回収率71.6%、「合併する必要がある」「合併を検討する必要がある」の合計41.1%を1%上回る
- 平成14年11月21日
◇「能代山本地域市町村合併に関する勉強会」が主催する「能代山本地域市町村合併講演会」が開催され、議員、一般職員が多数聴講
- 平成14年12月4日
◇能代市山本郡市町村長懇談会を開催
- 平成14年12月24日
◇能代市長、市議会議長来町。任意協議会への参加を要請
- 平成14年12月25日
◇町長主催の藤里町議会全員協議会が開催され、「町民意識調査」の結果を説明。意見交換を行う
- 平成15年1月15日
◇「庁舎内市町村合併に関する勉強会」再設置。単独立町に向けた新たな財政シミュレーションを作成
- 平成15年1月17日
◇「町の健全財政構築のための構造改革」原案について、町議会議員による調査研究を行う
- 平成15年1月20日
◇合併任意協議会設置に関する8市町村長及び協議会議長による会議を開催
- 平成15年1月23日
◇「町の健全財政構築のための構造改革」原案について、2回目となる町議会議員による勉強会を開催し調査研究を行う
- 平成15年4月7日
◇町議会議長主催の藤里町議会全員協議会を開催。意見交換を行う
- 平成15年4月26日
◇町長主催の藤里町議会全員協議会が開催され石岡町長が単独立町を表明。多くの議員の賛同を得る
- 平成15年5月26日
◇ニッ井町長、協議議長が来町し、「両町による新たな町づくり」の協議について申し入れる
- 平成15年6月9日
◇第2回能代山本合併任意協議会が開催され、藤里町、峰浜村両町長が脱退を表明。離脱に伴い解散することで全会一致
- 平成15年7月7日
◇地区住民への説明会を開催（7月17日まで）



水田農業経営の安定と発展を目指して 「地域水田農業ビジョン」策定に 農業者・消費者参加の協議を

6月定例議会が6月17日から19日までの3日間の会期でおこなわれ、株式会社藤里開発公社の経営状況報告や、一般会計補正予算など上程された14案件について原案どおり可決されました。

行政報告

◇市町村合併問題

去る6月9日、第2回能代山本地区市町村合併任意協議会が開催され、席上、発言を求め「根幹を揺るがすような地方自治制度の大幅な変革が無く、又、憲法で保障された地方自治の発展のための財源保障機能を有した地方交付税制度が継続する限りにおいては、徹底した行政改革を推し進め、財政の健全化を図りつつ、単独立町を決議したので、この任意協議会にとどまることができなくなったことをご理解いただきたい」と申し述べました。

これを受けて、参加各委員から1市7町村の枠組みを前提として立ち上げた経緯の任意協議会であるならば、本来の目的に沿わないことになるので、いったん、解散すべきとの意見が多くあり、最終的には、解散について全会一致で承認されました。

能代山本地区が、このあと、枠組みも含めてどう展開していくことになるのか定かではありませんが、藤里町においては、先の議会において議員の皆様方と地方自治法と地方交付税法に関連した環境条件を付して単独立町を確認していますので、今後は、住民への説明会を早い時期に開催したいと考えています。なお、単独立町においても、

国の行財政の動向を見極めながら、中長期的な財政シミュレーションを随時行いながら、さらに具体的数値を盛り込んだ長期的な町の経営の姿をあらわした資料も必要であると考え、職員による勉強会の中で取り組んでいただき、議員各位、そして町民に提示する方針です。ただ、今後、急激な環境条件変化のもとでは、新たな対応に迫られることも予想され、そのためには、先般申し入れのありました二ツ井町との話し合いについては、現在、広域業務処理を実施していることもあり、両町による協議についても検討すべ

主な議案内容

- ◎平成15年度の国民健康保険税の被保険者均等割合額及び世帯別平等割額等の改正
- ◎住民基本台帳法の改正に伴い、住民基本台帳カードの交付に係る手数料を徴する条文を追加

特別会計

- 【老人保健】
 - ・14年度事業の確定により、歳入については過年度収入、歳出については、社会保険診療報酬支払い基金への還付金等の計上
- 【公共下水道事業】
 - ・浅間町、愛宕第二地区内において、本管から各戸の汚水樹までを接続する補助対象外の単独事業費を計上
- 【農業集落排水事業】
 - ・歳入については、排水路整備を単独費で行うことに伴う組替え

◇新型肺炎への対応

重症急性呼吸器症候群、SARS(サーズ)問題については、秋田県では、サーズ感染の拡大を防止するため3段階に分けた医療体制を整えており、まず、「初期の外來診療」は、県内13病院に限定され、能代市・山本郡内では「山本組合総合病院」が引き受けることになりました。次に、サーズの「疑似」がある初期診療を引き受ける病院は、県北では、鹿角組合総合病院、大館市立総合病院、公立米内沢病院、それに山本組合総合病院となっています。さらに、サーズの「可能性例」の診察を担当するのは、秋田組合総合病院と由利組合総合病院で、多数発生した場合は、第二種感染症指定医療機関なども対応することになっています。このサーズ問題に対する町の対応としては、当然のことながら境界があるわけですが、当面「町広報紙」で町民に周知徹底を図るとともに、消毒用エタノールの在庫増量を実施、また有事の際には、保健所と連携のう

6月定例会 一般会計予算 白神山水販促進助成等で 総額8,277万5,000円を増額

うえ、感染防具を借り受け使用することとしています。

◇地域水田農業ビジョン

昨年12月、米を取り巻く環境の変化に対応し、消費者・市場重視の考え方に立ち、需要に即応した米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図ることを目的とした「米政策改革大綱」が決定されたところで、

この大綱では、農業者主体の需給調整の実施や米づくりを主体的に取り組む農家の本来の実現を平成22年度までに目指す、としています。

このことから、町としては地域農業の特性、作物振興及び水田利用の将来方向や担い手の明確化と育成の将来方向等を盛り込んだ「地域水田農業ビジョン」を年度内に策定する必要があります。このため、生産調整の円滑な推進のため、いろいろと協議していきうえで、農業者・農業関係機関で組織している「藤里町水田農業推進協議会」に新たに消費者、土地改良区等の参加をお願いするなど、協議会の増強を図り、ビジョン策定についても、協議していただきたいと考えています。

主な一般会計補正予算

(単位：千円)

| 歳入 | |
|------------------|---------|
| マーケティング事業補助金 | △10,500 |
| 緊急地域雇用特別基金事業費補助金 | 1,251 |
| 財政調整基金繰入金 | 36,098 |
| 奨学会貸付償還金(充当分) | 2,715 |
| 白神山地水の会費 | 50,000 |
| 歳出 | |
| 役場議場拡声設備工事 | 3,817 |
| 白神山水販促進助成金 | 50,000 |
| 塵芥収集車購入費 | 5,932 |
| 町有杉造林地整備事業委託料 | 1,252 |
| 藤里共同福祉施設改修工事 | 15,557 |
| 奨学会貸付金 | 3,828 |
| 菅江真澄全国大会パンフレット作成 | 368 |

◇花卉栽培施設

平成11年4月から町との委託契約に基づき、(株)藤里開発公社が管理・運営している、8施設のうち、高齢者生きがい共同利用施設、いわゆる「花卉栽培施設」については、去る3月31日付けで、管理・運営に携わる技術者の確保が困難となったとの理由で、委託契約を解除したい旨の申し入れがありました。

町では、この申し入れを受け、今後は、この施設を農政課所管として取り扱うこととし、その利活用方法は、基本的に町内の農家を対象にして、貸与の方向で検討していきたいと考えています。

◇下水道加入状況

中通地区農業集落排水事業は昨年12月に供用開始、そして特定環境保全公共下水道事業は今年3月に一部供用開始となり、今年度に入ってから、にわか町内各地で下水道加入工事が実施されています。

今年度における、5月末現在の下水道事業の加入申込み状況は、特環公共下水道事業については148件の加入計画数に対して71件、中通地区農集排水事業では、40件の計画数に対して43件の加入申込みがあり、すでに計画数を上回っています。

また、合併処理浄化槽整備事業については、34件を予定して

◇菅江真澄研究会招致

「第17回菅江真澄全国研究会」の招致についてですが、およそ200年前、縁あって、藤里町内各地において足跡を残し、詩(うた)を詠んでいることから、町ではそれを永劫に残すため、平成2年にその要所所に歌碑を建立し、案内板等も整備してきました。また、平成3年には、当町で第4回目の秋田県菅江真澄研究会が開催されており、多くの愛好者が集っています。

今春、秋田県菅江真澄研究会会長が当町を訪問し、「菅江真澄全国研究会」を、来年度藤里町で開催したいとの申し入れがありました。

このことは、菅江真澄の史跡名勝を大々的に広めることのできる絶好の機会と考えているとともに、白神山地世界自然遺産の観光誘客と、文化、史跡、名勝の見学客との多大な波及効果が期待できるものと考え、是非支援したいと思っています。

藤里町職員採用試験

藤里町職員採用試験について次のとおりおこないます。

①. 試験区分及び採用予定人員

| 試験区分 | 採用予定人員 | 職務内容 |
|--------|--------|-------------------------|
| 初級一般事務 | 1名 | 藤里町に勤務し、一般的な行政事務に従事します。 |

②. 受験資格

- 昭和53年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者。
- 藤里町に採用された場合、藤里町内に居住できる者。

※その他欠格事項のいずれにも該当しない者。

③. 試験の方法

試験は、第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対してのみ行います。

【第1次試験】

| | |
|------|----------------------------|
| 教養試験 | 高等学校卒業程度の一般的知識・知能についての筆記試験 |
|------|----------------------------|

【第2次試験】

○口述試験・作文・身体検査

【資格調査】

○受験資格の有無及び申込書記載事項の調査

④. 試験日時及び場所

| | |
|-----|---------------|
| 日 時 | 平成15年9月21日(日) |
| 受 付 | 午前9時～9時50分 |
| 試 験 | 午前10時～正午 |
| 場 所 | 秋田経済法科大学 |

⑤. 受験手続及び受付期間

I. 申込用紙の請求

申込用紙は役場に請求してください。郵便で請求する場合は封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、あて先を明記して120円切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

II. 申込手続

申込書及び自己紹介書に所要事項を全部記入し、受験票には最近撮影した上半身、脱帽、正面向、縦6.0cm、横4.5cmの写真1葉を貼って、「藤里町役場総務課」宛に提出してください。写真のない場合は受付いたしません。

郵送の場合は、所要事項を全部記入した申込書等を「職員採用試験申込」と朱書きした封筒に入れ、「藤里町役場総務課」宛に送付してください。また、受験票返信用としてあて先を明記し、80円切手を貼った定型封筒を必ず同封してください。封筒を同封しない場合には受験票を返送しません。

⑥. 受付期間

平成15年8月6日(水)～8月27日(水) 申込は平日午後5時までとし、郵送の場合は8月27日までに着信のものに限り受付します。土曜、日曜日は受付いたしません。

⑦. 提出書類等

- ア) 申込書 1部(所定の用紙)
- イ) 自己紹介書 1部(所定の用紙)
- ウ) 受験料 不要

【お問い合わせ先・申込請求・受験申込】

〒018-3201
秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8
藤里町役場総務課 庶務担当
☎0185-79-2111 (内線159)

住宅金融公庫からのお知らせ

住宅金融公庫の住宅ローンをご返済中で、最近の不況に伴う失業や収入の減少などで返済にお困りの方に対しては、次のような返済方法の変更を実施しています。

- 返済期間の延長(最長15年)
- 元金据置期間の設定(最長3年)
- 元金据置期間中の金利引下げ

お取扱期間は、平成16年3月末までです。

詳細については、

住宅金融公庫東北支店
☎022-227-5003
又は現在ご返済中の金融機関
までお問い合わせください。



お盆の ゴミ収集時間に 注意して下さい!

8月13日(水)

～15日(金)は

早朝7時までにゴミ集積所に出してください

| 13日(水) | 14日(木) | 15日(金) |
|-------------------------|---------------------------|------------------------|
| 藤琴・中通・北部地区の 「燃えないゴミ」 | 矢坂・粕毛・米田・大沢地区の 「燃えるゴミ」 | 藤琴・中通・北部地区の 「燃えるゴミ」 |

☆ゴミは確実に分別して、決められた日時に出してください。

☆生ゴミは、できるだけ堆肥として活用してゴミを少なくしましょう。

ペットボトルは・・・

「必ずキャップ(燃えるゴミ)をはずして」⇒「軽く中をすすいで」⇒「できるだけつぶして」⇒「できるだけラベルをはがして」⇒「ビン缶ペット」の袋(緑の袋)に入れる。

※「ビン・缶・ペットボトル」は、不純物が付着している(汚れている)とリサイクルできません。必ず中の不純物を取り除き、軽くすすいでください。

【ゴミ等の不法投棄は処罰されます】

◎町民の皆さんもお互いに注意し合うとともに、山林や道路沿いなどへの空き缶などのポイ捨ては絶対にやめて、必ず持ち帰ってください。また、不法投棄をしている人を見かけたら、その場で注意するか、役場などにお知らせください。

◎山林や原野などに「放置している車両」は、不法投棄として警察で取り締まることになっています。心あたりの方は早急に撤去してください。

◎廃車や粗大ゴミなどの処理に困っている場合は、処理業者を紹介しますので、役場のゴミ担当にご相談ください。

◎廃車や粗大ゴミなどを放置している場合は、自分の土地(林や空き地など)であっても「不法投棄」として罰せられる場合があります。なお、他人が捨てたものでも、原則としてその土地の所有者(管理者)の責任で除去しなければならないこととなります。

【お問い合わせ先】

藤里町役場 町民福祉課 : ☎79-2113

マイバッグキャンペーン

◇買い物をするときは、「買い物袋」などを持参して、レジ袋ゴミを減らしましょう。

◇商店でも、購買者に買い物袋の持参をすすめて、レジ袋経費の削減を図りましょう。

※以前配布した「買い物袋」が若干残っていますので、希望する方は役場窓口までおいでください。

西目屋村・藤里町

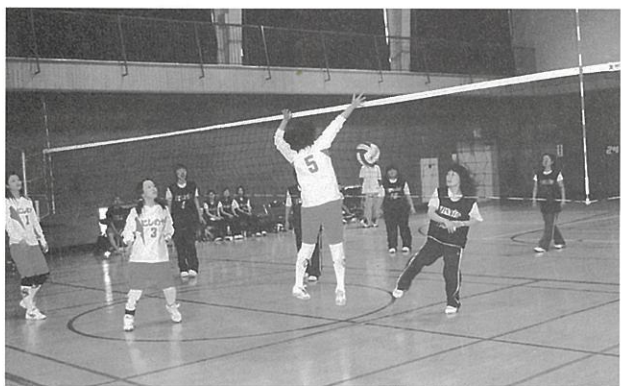


第11回白神山地スポーツ交流会



開幕戦にふさわしい好勝負となりました

バスケットボールOB
藤里町(43-37) 西目屋村



ナイスプレーが続出

女子バレーボール
西目屋村(2-1・2-0) 藤里町



決まるかストライク!

ボーリング 団体優勝 藤里(安部一郎、加藤徳良、田代孝彦、石岡錬一郎)



真剣勝負を誓って

県道開通後に交流を深めている青森県西目屋村とのスポーツ交流が7月5日、藤里町総合体育館、土床体育館等を会場に開かれました。
大会ではバレーやバスケット、ゲートボールなど6競技がおこなわれ、選手のほか両町村長、体協会長らも参加して熱戦を展開していました。



格闘技さながらの攻防

クラブ対抗戦
藤里町(68-66) 西目屋村



お年寄りも負けていません

ゲートボール
①藤里A ②西目屋A

硬式テニス
西目屋村(3-2) 藤里町

獅子座(7/23~8/22生まれ)
メモ: この星座が夕方東の空に輝きだすと春となります。1等星の名前をレグルスといい、コペルニクスが名付け親といわれています。それを含む鍵型の星の配置が頭部から前足を表し、やや離れた二つの星が尾の形となっています。



まちのできごと

大事な学び舎の清掃を 身障者協会ボランティア

6月27日、恒例となっている町身体障害者協会(小森正直会長)によるボランティアがおこなわれました。
米田小学校と藤里中学校それぞれに参集した20名の会員の皆さんは、持ち寄ったサミシロなどを手に、不ぞろいに伸びた庭木の手入れや草取り、殺虫剤の散布をおこなっていました。



「おれにまかしとけ」

悪天候にもマケズ 消防競技大会実施

6月29日小雨の降る中、平成15年度藤里町消防競技大会が実施されました。
開会式では、殉職者への黙とう、人員報告、石岡町長の告示に続いて、淡路龍美藤里町消防団長より「非常に悪天候の中での競技となるが、消防活動では、常日頃より臨機応変の対応が必要であり、

これもまた一つの経験」と訓示が述べられました。

続いて競技が行われ、規律訓練と小型ポンプ操作を各分団が本番さながらの雰囲気を取り組むと、見学に集まった町民からは大きな拍手が送られていました。



精悍なその勇姿

【辞令交付者】

《採用》

- ・山田 茂 (高石沢・第5分団)
- ・藤本 純悦 (朝日ヶ丘・第3分団)
- ・藤原 和男 (高石沢・第5分団)
- ・淡路 雄平 (下モ町・第2分団)

《昇格》

- ・石田 春雄 (滝の沢・第5分団班長)
- ・石田 信行 (寺屋布・第5分団班長)
- ・荒川 君男 (金沢・第6分団班長)
- ・小林 孝 (上茶屋・第6分団班長)
- ・加藤 陽一 (熊の岱・第4分団班長)
- ・佐藤 之彦 (粕毛上町・第3分団班長)

《退職》

- ・山田一達孝 (高石沢)
- ・第5分団副分団長: 在職28年10ヶ月
- ・成田 秀弘 (寺屋布)
- ・第5分団分団長: 25年3ヶ月

社会を明るくします 更生保護婦人会

- ・市川 清一 (金沢)
- ・第6分団分団長: 24年5ヶ月
- ・後藤 正孝 (川原町)
- ・第6分団班長: 20年5ヶ月
- ・安部 正 (粕毛下町)
- ・第3分団員: 11年1ヶ月
- ・桐越 智嗣 (粕毛上町)
- ・第3分団副分団長: 25年9ヶ月
- ・淡路不二夫 (上町第二)
- ・第2分団員: 34年1ヶ月

藤里町更生保護婦人会は7月1日、第53回「社会を明るくする運動」全国強調月の活動として街頭宣伝をおこないました。

更生保護婦人会は、法務省の外郭団体として基本的には保護司の活動を支援するためにそれぞれ各自自治体ごとに組織されている団体で、この日は藤里地区内で運動への理解を呼びかけていました。



皆さんのガンバリに感謝

みんなのわだい



ストーリー: ネメアの谷に、人々を苦しめる不死身の獅子が住んでいました。退治に向かった英雄ヘラクレスは弓を使いましたが効果がなかったため、獅子が逃げ込んだ洞窟の一方の穴をふさいだあと、喉を締め上げて見事退治しました。それを見た大神ゼウスは、功績を記念し、この獅子を夜空に飾ったといわれています。

住民基本台帳ネットワークシステム

住基ネット 第2次サービス

(本年8月25日から)

【住民票の写しの広域交付】

全国どの市区町村でも自分の住民票の写し(戸籍の表示を省略したもの)が取れるようになります。

現在、住民票の写しの交付は、住んでいる市区町村でしか受けられません。

住基ネットを活用して全国の市区町村間で住民票の情報のやり取りができるようになることにより、全国どの市区町村でも、住民基本台帳カード、運転免許証などを市区町村の窓口で提示することによって、本人や世帯の住民票の写し(戸籍の表示を省略したもの)の交付が受けられるようになります。

【転入転出手続の簡素化】

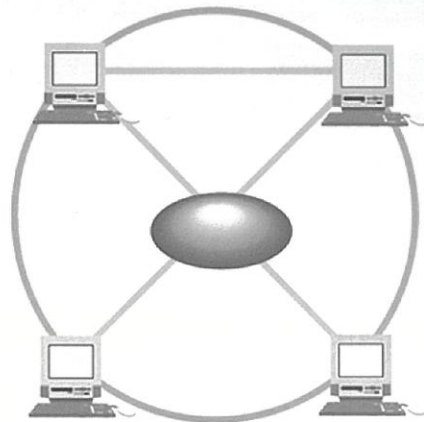
住民基本台帳カードの交付を受けている場合、転入届を郵送で行うことにより、引越の手続きで

窓口に行くのは転入時1回だけです。

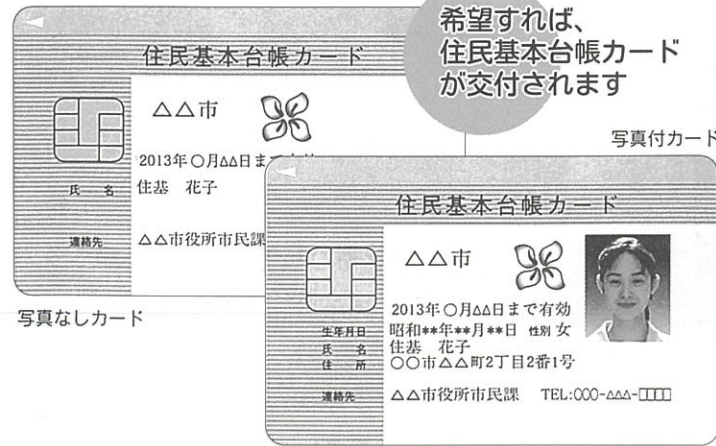
現在、引越の場合には、まず、住んでいる市区町村に転入届を行い、転出証明書を受け取った上で、引越先の市区町村に転入届を行う必要があります。

住民基本台帳カードの交付を請けている場合は、確実な本人確認ができるため、一定の事項を記入した転出届を郵送で行い(この場合の転出届は、

近い将来、インターネットで行うことも可能となる予定です)、住民基本台帳カードを引越先の市区町村の窓口で提示して転入届を行うことにより、引越の場合に窓口に行くのが転入時の1回だけで済むようになります。



住民基本台帳カードの登場



希望すれば、住民基本台帳カードが交付されます

- カード内に記録されている住民票コードにより、住基ネットでの本人確認に利用できます。
→住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化、法令で住基ネットの利用を認められた事務での本人確認に活用
- 公的個人認証サービスの秘密鍵、電子証明書の保存用カードとして利用できます。
- 写真付を希望した場合は、公的な証明書として利用できます。
- 市区町村の条例で規定する独自のサービスに利用できます。
(例) 証明書自動発行カード、施設予約カード等

高度のセキュリティ機能を備えたICカードを採用します

住基ネットの個人情報保護対策

住民基本情報ネットワークシステムでは、個人情報の保護を最も重要な課題としています。

そのため、個人情報保護に関する国際的な基準を十分踏まえた上で、制度面、技術面及び運用面などあらゆる面で十分な対策を行っています。

【保有する情報や利用目的を法律で限定しています】

- ①都道府県や指定情報処理機関が保有する情報は、4情報(氏名・生年月日・性別・住所)、住民票コードとこれらの変更情報に法律で限定されています。
- ②都道府県や指定情報処理機関が情報提供を行う行政機関の範囲や利用目的を法律で具体的に限定しています。また、行政機関が提供された情報を目的外利用することを禁止しています。
- ③住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化の際には、市区町村間で、続柄、戸籍の表示等の情報も送信されますが、都道府県や指定情報処理機関のコンピュータに保有されることはありません。また、これらのコンピュータを通過することもありません。

【住民票コードは、利用が限定されています】

①民間部門が住民票コードを利用することは法律で禁止されています。特に、民間部門が住民票コードの記録されたデータベース

【外部からの侵入と内部の不正利用を防止しています】

- ◆外部からの侵入の防止◆
 - ①専用回線の利用、ファイヤウォール・IDS(侵入探知装置)の設置により、不正侵入を防止しています。
 - ②通信を行う際には、データを暗号化します。また、通信相手のコンピュータの正当性を確認してから通信を行うことにより、通信相手のなりすましを防止しています。
 - ③万が一の場合は、「緊急時対応計画」に基づき、ネットワークの運営を停止するなど、個人情報保護を最優先した運営を行います。
 - ◆内部の不正利用の防止◆
 - ①地方公共団体・指定情報処理機関・本人確認情報の受領者(行政機関)のシステム操作者に守秘義務を課し、刑罰を加重します。

(通常は1年以下の懲役または3万円以下の罰金)2年以下の懲役または100万円以下の罰金。また、委託業者が秘密を漏らした場合も、同じ刑罰が科せられます。

- ①それぞれの利用目的ごとに、正当なカード利用者かどうかの確認を利用者自身が入力するパスワードにより行います。
- ②それぞれの利用目的ごとに、カードとシステム間で相互の正当性を確認します。
- ③利用目的ごとの独立性を確保し、個人情報を保護するための措置として、カード内にアプリケーションファイヤウォールを設け、利用の制限を行います。
- ④カードのチップ部分への物理的、論理的攻撃に対する防御対策を講じます。

【住民基本カードは、個人情報を守るICカードです】

住民基本台帳カードは、高度のセキュリティ



児童扶養・特別児童扶養手当について

『児童扶養手当』

この手当は、父母の離婚などにより父と生計を同じくしていない児童、又は父が障害者である場合の児童について、その児童を監護する母又は母に代わって児童を養育している者に対して、生活の安定と自立に役立つよう手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

<支給要件対象>

次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、又は20歳未満で、心身に障害のある児童を監護している母、又は養育者に支給されます。

| | |
|------------------|------------------|
| ・父母が離婚した児童 | ・父が死亡又は生死不明である児童 |
| ・父が重度の障害を有する児童 | ・父が1年以上拘禁されている児童 |
| ・父に1年以上遺棄されている児童 | ・婚姻によらないで生まれた児童 |

<手当支給額> 平成15年4月現在(平成15年10月以降改定)

| 区分 | 月額(対象児童1人の場合) |
|------|--------------------------------|
| 全部支給 | 42,370円 |
| 一部支給 | 42,360円～10,000円(所得額に応じて決定されます) |

※児童が2人の場合は、上記金額に5,000円の加算、3人以降はさらに3,000円づつ加算されます。

注) ただし、以下の場合は該当しません。

- 受給者の所得が一定額以上ある場合
- 公的年金を受けられる場合

『特別児童扶養手当』

この手当は、精神又は身体に障害のある20歳未満の児童を監護している者に対して手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

<支給要件対象>

20歳未満で、身体又は精神に障害のある児童を監護している父若しくは母、又は養育者に支給されます。

<手当支給額> 平成15年4月現在

| 区分 | 月額(児童1人につき) |
|-----------|-------------|
| 1級(重度障害児) | 51,100円 |
| 2級(中度障害児) | 34,030円 |

注) ただし、受給者又は扶養義務者の所得が一定額以上ある場合は支給されません。

<手当を現在受けている方へ>

「児童扶養手当」「特別児童扶養手当」を受けている方は、毎年8月に現況届を提出しなければなりません。受給者の方々には個々に通知します。

【お問い合わせ先】 町民福祉課 福祉担当 ☎: 79-2113

国税だより

《保険と税》

保険には様々なものがありますが、一定の保険に加入し保険料を支払った場合または保険料を受け取った場合は、次のようになります。

【生命保険料を支払った場合】

あなた自身や家族を受取人とする生命保険料、個人年金保険料などを支払った場合には「生命保険料控除」として、また、あなたやあなたと生計を一つにする親族が所有する住宅や家財の損失、又は身体の障害や医療費の支出に基因して支払われる損害保険契約等に基づく保険料を支払った場合には、「損害保険料控除」として、それぞれの金額に応じて一定額が、その年の所得金額から控除されます。

【生命保険金を受け取った場合】

1. 生命保険契約に基づいて一時金を受け取った場合には、その保険料をだれが負担していたかによって、相続税や贈与税あるいは所得税の課税の対象になります。

2. 損害保険金を受け取った場合は、保険を掛けていた人が建物の焼失や身体の障害・疾病を原因として受け取る保険金には原則として課税されませんが例え、事業の商品や店舗の損害保険金は事業収入になるなど課税の対象になる場合もあります。

くわしくは最寄りの税務署や税務相談室にお尋ねください。

平成15年度海上保安大学校・海上保安学校学生募集

| 区分 | 海上保安大学校 | 海上保安学校 |
|--------|--|---|
| 受験資格 | 昭和58年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの (1) 高等学校を卒業した者及び平成16年3月までに高等学校を卒業する見込みの者 (2) 中等教育学校を卒業した者及び平成16年3月までに中等教育学校を卒業する見込みの者 (3) 高等専門学校の第3学年の課程を修了した者及び平成16年3月までに高等専門学校の第3学年の課程を修了する見込みの者 (4) 大学入学資格検定に合格した者等人事院が(1)、(2)に掲げる者と同等の資格があると認める者 | 昭和55年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの |
| 採用予定数 | 約45名 | 船舶運航システム課程 約90名 航空課程 約10名 情報システム課程 約25名 海洋科学課程 約5名 |
| 申込受付期間 | 8月28日(木)～9月9日(火) | ～8月5日(火) |
| 第1次試験日 | 11月1日(土)、2日(日) | 9月28日(日) |
| 第1次試験地 | 塩釜市、青森市、秋田市、盛岡市 | |
| 第2次試験日 | 12月19日(金) | 10月23日(木)～25日(土) (航空課程は2日) ※第1次試験合格通知書で指定する日 |
| 第2次試験地 | 塩釜市(海上保安学校航空課程は東京都) | |
| 第3次試験 | 12月15日(月)～20日(土) 試験地: 東京都 ※第2次試験合格通知書で指定する3日 | |

《お問い合わせ先》 秋田海上保安部 ☎018-845-1621

Information 広場

放送大学学生募集

【種類】
 ◆教養学部
 ・全科履修生（4年以上在学し「学士（教養）」の学位の取得をめざす）
 ・選科履修生（2学期間（1年）在学し、希望する科目を履修する）
 ・科目履修生（1学期間（6か月）在学し、希望する科目を履修する）
 ◆大学院
 ・修士全科生（修士課程を修了して、「修士（学術）」の取得をめざす）
 ・修士科目生（自分の学習・研究したい科目を選択して、1科目から履修する）
 【受付期間】
 ・教養学部・大学院（修士科目生）
 ～8月15日（金）
 ・大学院（修士全科生）
 9月1日（月）～16日（火）
 【お問い合わせ先】
 放送大学
 ☎0120（864）600
<http://www.u-air.ac.jp/hp>
 放送大学秋田学習センター
 ☎018（831）1997

各種免許試験案内

【学科試験（8・9月分）】
 ・一級ボイラー技士：9月2日
 ・二級ボイラー技士：8月26日、9月10日
 ・二級ボイラー技士（高校生のみ）：8月21日
 ・特別、普通ボイラー溶接士：9月16日
 ・クレーン運転士、同床上運転式限定：8月5日、9月22日
 ・移動式クレーン運転士：9月16日
 ・林業架線作業主任者：9月16日
 第一、二種衛生管理者：8月18日、9月24日
 【受験申請受付】
 ・郵送：試験日の14日前
 ・窓口：試験日の2日前
 【お問い合わせ先】
 東北安全衛生技術センター
 ☎0223（23）3181

独立開業を目指す方へ「創業塾」参加募集

【対象】
 ・起業意欲がおう盛でカリキュラムをすべて受講できる人で職業は問いません
 【資料代】
 ・3,000円
 【申込み】
 ・8月22日（金）
 【お問い合わせ先】
 秋田県商工会連合会
 広域指導部南部指導センター
 ☎0182（32）7156

巡回教育相談活動実施

障害児の就学活動を適切かつ円滑に推進するため、保護者を対象として早期に教育相談を行い、もって障害児にかかわる適切な就学の徹底を図ります。
 【期 日】
 ・前期：8月7日（木）
 ・後期：10月29日（水）
 【会 場】
 ・能代市（湊城第二小学校）
 ◎相談希望の方は町教育委員会から「教育相談票」を受け取り、必要事項を記入して、当日相談会場に持参してください。相談当日は、できるだけお子さんと一緒においでください。
 【お問い合わせ先】
 秋田県教育庁
 幼児・養護教育課 特殊教育班
 ☎018（860）5135

新・東北の魅どころ百選 東北魅どころ鑑定団募集

県では東北地域（鹿角市、大館市、鹿角郡、北秋田郡、山本郡）の観光地としての潜在能力を引き出すことを目的に、「新・東北の魅どころ百選」として、東北地域へ行ってみたいという動機付けになるような地域自慢の「景勝地」「祭り」「食べ物」を募集します。また、応募された東北地域の魅力を審査する「東北魅どころ鑑定団」（東北地域在住者30名）も同時に募集しております。

【新・東北の魅どころ百選応募方法】

住所・氏名・電話番号・推薦する「景勝地」「祭り」「食べ物」の名称と推薦する理由を記載して、『郵送』による場合は、推薦対象の写真と同封して下記のあて先まで郵送して下さい。『Eメール』の場合は、推薦対象の画像を添付して下記アドレスまで送付してください。 ※応募された写真、映像の著作権は主催者に帰属し、写真は返却いたしませんのでご了承願います。

募集期間 ～8月31日（日）

【東北魅どころ鑑定団応募方法】

住所・氏名・年齢・性別・職業・電話FAX番号を記載して、下記の応募先まで「郵送」若しくは「Eメール」で送付してください。

募集期間：～7月31日（木）

【応募先】

〒018-3322
 秋田県北秋田郡鷹巣町住吉町12-25 北秋田農業会館2F
 東北地域振興協議会
 「新・東北の魅どころ百選」「東北魅どころ鑑定団」係
 アドレス：kenpoku1@atlas.plala.or.jp
 ☎：0186-60-0013

エナジウムパークイベント
 夏休みイベント「海中景観展」
 熱帯の魚大集合！
 【日 時】
 ・8月9日（土）～17日（日）
 ※9時30分～16時30分
 【会 場】
 ・能代エナジウムパーク
 カルチャーホール
 【お問い合わせ先】
 能代エナジウムパーク
 ☎（52）2955

Aターンサポートコーナー設置

ハローワーク能代では、8月のAターン就職促進月間中「Aターンサポートコーナー」を設置いたします。

夏休みの帰郷者の県内就職ニーズに応えるために実施するもので、Aターン登録制度の説明、管内の雇用状況の説明及び求人情報の提供、就職相談・紹介を行います。また、のしろパートバンク（ジャスコ能代店3階）においても情報提供を行います。

ご家族の方に対しても情報提供を行いますので、お気軽にご来所ください。

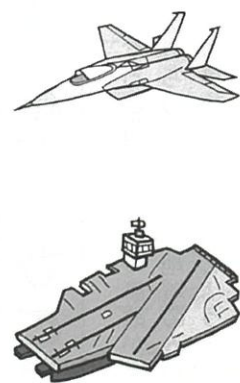
【期 間】 8月1日～8月31日（土日を除く）
 【場 所】 ハローワーク能代

【お問い合わせ先】
 ハローワーク能代：☎54-7311

平成15年度 防衛庁採用試験募集案内

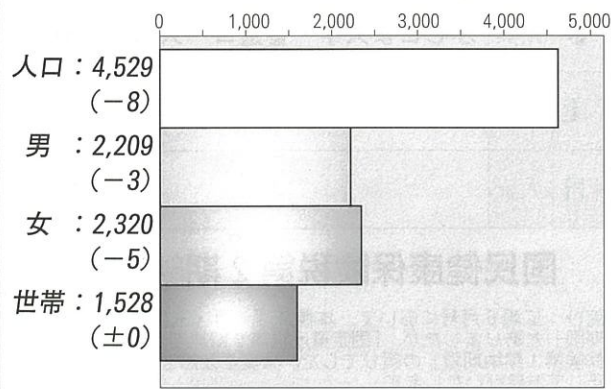
①航空学生
 【受付期間】 8月4日（月）～9月10日（水）
 【資 格】 高卒（見込み含む）21歳未満の者
 ◆第1次試験・・・9月23日（火）
 ②一般曹候補学生・曹候補士
 【受付期間】 8月4日（月）～9月10日（水）
 【資 格】
 ・一般曹候補学生：18歳以上24歳未満の者
 ・曹候補士：18歳以上27歳未満の者
 ◆第1次試験・・・9月20日（土）
 ③二等陸・海・空士（男子）
 【資 格】 18歳以上27歳未満の者
 【試験日】 9月18日（木）
 ④二等陸・海・空士（女子）
 【受付期間】 8月4日（月）～9月10日（水）
 【資 格】 18歳以上27歳未満の者
 【試験日】 9月26日（金）

【お問い合わせ先】
 自衛隊能代募集事務所 ☎（52）0768





藤里町ミニ統計



☆ 6月30日現在・()内は前月比
出生：3人・死亡：5人・転入：4人・転出：10人

交通死亡事故ゼロ 無 火災
693日 506日

(平成15年7月20日現在)

町発注事業 入札結果のお知らせ

(50万円以上・税込み)

- ◇6月分◇
 - 広域藤里体育館バスケットリング取替工事
【工事請負者】(有)スガワラ
【請負額】2,051,700円
【工期】平成15年6月27日
 - 藤里小学校排水設備工事
【工事請負者】(有)細田土木
【請負額】3,454,500円
【工期】平成15年7月18日
 - 中通地区農業集落排水事業第05501号工事
【工事請負者】(有)フジテクノ
【請負額】1,029,000円
【工期】平成15年8月25日
 - 中通地区農業集落排水事業第05502号工事
【工事請負者】扶桑建設工業(株)仙台支店
【請負額】2,835,000円
【工期】平成16年3月15日



大館能代空港開港5周年記念 「ボクもワタシも5歳!こども写真展」作品募集

- 【応募条件】
 - 平成10年に誕生した方(平成10年1月1日~12月31日生まれの方)
 - 大館能代空港圏域21市町村在住
 - 1人1点のみ
- 【応募方法】写真裏側へ「タイトル」「住所」「氏名(保護者、子供)」「電話番号」「飛行機・空港に関するコメント」を明記した用紙を貼って応募ください。

※応募いただいた写真は、展示後粗品をそえて返却いたしますので必要事項を必ず記入願います。

【応募締切】平成15年8月15日(金)

【お問い合わせ先】
〒017-8555
秋田県大館市字中城20
大館市産業部観光物産課
大館能代空港利用促進協議会事務局
☎0186-49-3111

能代山本広報事務研究会写真展
~みんなのまちが見えてくる~

【展示市町村及び日程】

- ◆ニツ井町… 7/29~8/4
- ◆アリナス… 8/5~8/18
- ◆山本町… 8/19~8/25
- ◆八竜町… 8/26~9/1
- ◆峰浜村… 9/2~9/8
- ◆八森町… 9/9~9/15
- ◆琴丘町… 9/16~9/22
- ◆藤里町… 9/23~9/29



【お問い合わせ先】

町民福祉課 福祉担当 ☎(79)2113

調停相談会(無料)開催

金銭貸借、交通事故、夫婦関係、相続、その他について、能代調停協会調停委員が相談を受けます。

【日時】9月12日(金)
午前10時~午後3時
【場所】能代中央公民館
能代市追分4番26号
【責任者】藤盛修

【お問い合わせ先】
能代調停協会 ☎52-3278

- ◎子供の遊泳には必ず保護者等が付き添い目を離さない。また、危険な場所ですべての子供を見かけたなら、「危ないからやめなさい」とはっきり注意しましょう。
- ◎遊泳禁止区域又は悪天候のとき、水の多いとき、波の高いときなどは絶対遊泳しないようにしましょう。
- ◎キャンプをする方は、車の運転などによる疲労を十分に取、飲酒後の遊泳はやめましょう。
- ◎釣りをする方は、救命胴衣を着用し、岩場ではスパイクを履き命綱の準備もしましょう。

藤里駐在所 ☎(79)1110

【請求期限】平成18年3月31日まで

【戦没者等の妻の方へ】
第17回特別給付金「い」号国債を受けられた戦没者等の妻で、平成15年4月1日において公務扶助料、遺族年金等を受ける権利を有している方に、額面200万円の特別給付金が支給されます。

【戦没者等の父母の方へ】
第19回特別給付金「い」号国債を受けられた戦没者等の父母等で、平成15年4月1日において公務扶助料、遺族年金等を受ける権利又は受ける資格を有し、かつ、平成15年3月31日までの間に氏を同じくする子も孫も有するに至らなかった方に、額面100万円の特別給付金が支給されます。

戦没者等の妻及び 父母等の皆さまへ

特別給付金が継続支給されます

「2020いい歯のお年寄り」

【対象者】
①秋田県内に住所があること
②大正12年11月8日以前の生まれであること

【認定基準】
①現在歯数が20本以上あること
②喪失歯がないか、または喪失歯があっても補綴処置がなされている等で良好な咬合・そしゃく状態を有すること
③原則として未処置歯がないこと
④歯肉及び全身の健康状態、歯口清掃状態が比較的良好である

【公募期間】
平成15年8月27日(水)

【応募先】
山本地域振興局福祉環境部
健康・予防課健康増進班
☎(52)4331

駐在さんからひやひや

毎年、夏になると痛ましい水の事故が発生しています。家族はもちろんのこと、地域のみんなまで声をかけあって水の事故をなくしましょう。

◆県内の夏(7月~8月)の水難事故発生状況

| 区分 | 平成13年 | 平成14年 |
|------|---------|---------|
| 死亡 | 12名(3名) | 19名(2名) |
| 救助 | 4名(3名) | 13名(5名) |
| 行方不明 | 1名(0名) | 1名(0名) |
| 計 | 16名(6名) | 33名(7名) |

※()は小学生以下、中・高校生

【こんなことを気をつけよう!】
子供の遊泳には必ず保護者等が付き添い目を離さない。また、危険な場所ですべての子供を見かけたなら、「危ないからやめなさい」とはっきり注意しましょう。

AUGUST 8月の行事予定 葉月

※行事は変更になることがあります。詳しくは、関係機関へお問い合わせ下さい。

| | | | | | | | |
|----|---|----|---|---|---|----|---|
| 1 | 金 | 仏滅 | 夏の交通安全県民総ぐるみ運動 (10日まで) 飲酒運転追放強調月間 (8/31まで) 第27回歩行者天国ふるさとまつり | 17 | 日 | 友引 | 家庭の日 |
| | | | | 18 | 月 | 先負 | ふじこま大学・陶芸コース (13:15) |
| 2 | 土 | 大安 | 幼稚園夏まつり 米田保育園七夕まつり (米田地区と共催) | 19 | 火 | 仏滅 | ばんぶ〜ひろば:1,2歳児 (9:30 藤里保育園) |
| 3 | 日 | 赤口 | | 20 | 水 | 大安 | 戦没者追悼式 (11:00 総合開発センター) |
| 4 | 月 | 先勝 | ふじこま大学・染色コース (13:15) | 21 | 木 | 赤口 | 米田保育園始業式 |
| 5 | 火 | 友引 | | 22 | 金 | 先勝 | ふじこま大学・詩吟コース (13:15) |
| 6 | 水 | 先負 | ふじこま大学・民謡コース (13:15) ばんぶ〜ひろば:0歳児 (9:30 藤里保育園) | 23 | 土 | 友引 | |
| 7 | 木 | 仏滅 | | 24 | 日 | 先負 | |
| 8 | 金 | 大安 | ふじこま大学・茶道コース (13:15) | 25 | 月 | 仏滅 | ふじこま大学・郷土史コース (13:15) |
| 9 | 土 | 赤口 | 米田保育園終業式 | 26 | 火 | 大安 | 幼稚園・各小学校・中学校始業式 米田小学校校内水泳大会 1歳6ヶ月・3歳児健診 (12:00 総合開発センター) |
| 10 | 日 | 先勝 | | 27 | 水 | 赤口 | ふじこま大学・料理コース (13:15) |
| 11 | 月 | 友引 | ふじこま大学・踊りコース (13:15) | 28 | 木 | 友引 | |
| 12 | 火 | 先負 | | 29 | 金 | 先負 | ふじこま大学・書道コース (13:15) |
| 13 | 水 | 仏滅 | | 30 | 土 | 仏滅 | 藤里小学校校内相撲大会 |
| 14 | 木 | 大安 | | 31 | 日 | 大安 | |
| 15 | 金 | 赤口 | 成人式 (13:30 ホテルゆとりあ藤里) | 国民健康保険税第2期納期限 | | | |
| 16 | 土 | 先勝 | | お詫び：広報6月号において、本欄で「7月・国民健康保険第2期納期限」とありましたが、「固定資産税第2期納期限」及び「国民健康保険第1期納期限」の誤りでした。大変ご迷惑をおかけしました。訂正してお詫びいたします。 | | | |



ほくは藤里町の
2スコットキャラクター
ユッターです。

▼合併から単独立町へ、2年前に「勉強会」が催されてから、大きなうねりとともに進んできたこの問題も大きな決断が成されました。しかしながら、今後地方交付税の減額等のような変革の波にさらされるか、予想だにしない結果をも視野に入れながらさらに細部の検討を推し進めていかなければなりません。町民の皆さん、ご尽力お願いします▼やはり梅雨の時期というものはイヤですね。というわけで、仕事の合間を利用して7月上旬、2年ふりに北海道を旅してきました。過ごしやすいい気温の中、何処までも続く道、広い牧場、おいしい海の幸を友人と楽しんできました。何か目的があった行程ではありませんが、その広大さに魅了され心も身体(露天風呂最高!)も開放的になった数日間でした(孝)

編集後記

